

下記の定例監査の結果に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成26年9月3日

新庄市監査委員 高山孝治

新庄市監査委員 山口吉静

記

1. 監査対象 社会福祉法人新庄市社会福祉協議会の平成25年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

2. 監査期間 平成26年5月30日～6月30日

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
現時点での切手受払簿を整備し、現物と照合できるような方法により、正確な金券管理に務めること。	監査の翌日に、市成人福祉課より切手受払簿の様式をいただき、その様式に基づいて金券管理をしております。